



# Aoba NEWSLETTER

Vol. 82

2020年12月21日

# はじめに

## 本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

## 本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている、またはこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

## 免責事項

- 1.本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
- 2.青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
- 3.法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

## 青葉コンサルティンググループ:

香港: 香港灣仔港灣道 30 号新鴻基中心3階

TEL: (852) 2850 8990      FAX: (852) 2850 7151

北京: 北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL: (86-10) 6522 8158      FAX: (86-10) 6512 7168

広州: 広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL: (86-20) 3878 5798      FAX: (86-20) 3878 5337

# 目次

<b>政務サービス「跨省通弁」の推進の加速に関する指導意見</b> .....	4
【背景】.....	4
【影響】.....	4
【主要内容】.....	4
【法規リンク】.....	7
<b>「国務院弁公庁 緩和による企業活力活性化のための商事制度改革についての通知</b> .....	8
【背景】.....	8
【影響】.....	8
【主要内容】.....	8
【法規リンク】.....	10
<b>税務総局など 13 部門の納税・費用支払い利便化改革によるビジネス環境の最適化に関する若干措置の通知</b> .....	11
【背景】.....	11
【影響】.....	11
【主要内容】.....	11
【法規リンク】.....	13
<b>民営企業の改革発展とモデルチェンジグレードアップの促進支持に関する実施意見</b> .....	
【背景】.....	14
【影響】.....	14
【主要内容】.....	14
【法規リンク】.....	20
<b>最高人民裁判所による法に則った知的財産権侵害行為への処罰制度を強化する意見</b> .....	21
【背景】.....	21
【影響】.....	21
【主要内容】.....	21
【法規リンク】.....	23

# 政務サービス「跨省通弁<sup>1</sup>」の推進の加速 に関する指導意見

## 【背景】

新華社北京9月29日の報道によれば、国務院弁公庁はこのほど、「政務サービス“跨省通弁”の推進の加速に関する指導意見」（以下「意見」という）を発表した。「意見」によると、全国一体化の政務サービスプラットフォームと各級の政務サービス機構によって、業務チェーンとデータ共有をスムーズにし、より多くの政務サービス事項の「跨省通弁」を推進し、人民の満足するサービス型政府の建設のために有力な保障を提供する。

## 【影響】

政務サービス「跨省通弁」を推進することは、政府の機能を転換し、政務サービス能力を向上させる重要な手段であり、国民経済の循環を円滑にし、要素の自由流動を促進する重要な支えであり、国家の管理システムと管理能力の現代化レベルを向上させるために重要な役割を果たしている。

## 【主要内容】

### 一、全般的な要求

#### (1) 基本原則。

需要の方向、改革・革新、利便化・高効率を堅持し、更には法による監督・管理を堅持する。

#### (2) 作業目標。

頻度の多い政務サービス事項から始めて、2020 年末までに第一陣の事項の「跨省通弁」を実現し、2021 年末までに頻度の高い政務サービス事項の「跨省通弁」を基本的にも実現し、同時にリスト化管理制度と更新体制を構築する、他のサービス事項も段階的に組み入れることで、各種市場主体と広大な民衆の異郷地でのサービス需要を効果的に満たす。

---

<sup>1</sup> 「跨省通弁」とは 1 つの政務サービスモデルである。政務サービス「跨省通弁」は政府の機能を転換し、政務サービス能力を向上させる重要な手段である。また、国民経済の循環を円滑にし、要素の自由流動を促進する重要な支えであり、国家統治システムと管理能力の近代化レベルを向上させるために重要な役割を果たす。

## 二、重点任務

(1) **民生**の改善に焦点を当て、個人サービスの頻度の高い事項の「跨省通弁」を推進する。

教育、就業、社会保障、医療、養老、居住、結婚、旅行などの大衆生活と密接に関連する異郷地でのサービスの需要をめぐって、社会保障カードの受領、異郷地での医療登録と決算、養老保険関係の移転、戸籍の移転、住宅積立金の移転、就業創業、婚姻登記、出産登録などの事項を推進し、「跨省通弁」の実現を加速させる。民衆の異郷地でのサービスを便利にし、民衆の獲得感を高める。

(2) **企業**の利益獲得の助力に焦点を合わせ、企業の生産経営において頻度の高い「跨省通弁」事項を推進する。

生産要素の自由な流動、企業の地域を跨ぐ生産経営、産業チェーン・サプライチェーンの協力と全国統一大市場の確立をめぐって、企業など各種市場主体の登録と企業経営許可などの事項の「跨省通弁」を推進する。各種地域を跨ぐの投資プロジェクトの審査、工事建設プロジェクトの審査などのプロセスを簡略化し、企業が生産経営活動を展開するのに便利となるように、地域を跨ぐ政務サービスの水準を向上させ、市場主体を刺激する。

## 三、政務サービス「跨省通弁」業務モデルを最適化する

(1) 「全行程オンライン手続き」を向上させる。

法律法規により現場で行わなければならない事項を除いて、「オンライン手続きできるものは極力オンライン手続きを行う」という原則に従い、政務サービス事項は全て全国一体化政務サービスプラットフォームに組み入れ、申請受付、審査決定、証明書送付などの全フローに対してオンラインサービスを提供し、申請者の「SSO(シングルサインオン)、全国ローミング、切替の障害なし」を実現し、申請者のためにその作業の所属地から遠隔で処理を行う。

(2) 「異郷地での代理代行」を開拓する。

法律法規において、現場で行わなければならない政務サービス事項と明確に要求されている事項に対して、各省区市の既存の手続き権を変更しないという原則のもと、「受給分離」モードを通じて、手続き事項の属地化管理制限を打破する。①申請者は政務サービスホールに設置された「跨省通弁」窓口申請資料を提出する。②窓口で受領された関連書類は、形式審査、身分審査が行われ、業務所属地部門にメールで送付され、手続きが完了する。③業務所属地部門は紙ベースの結果または、ネット上で処理結果を送付する。

(3)「多地点連携」を最適化する。

申請者がそれぞれ異なる地方の現場で行う必要がある政務サービス事項に対して、申請者の手続きと移動回数を減らし、既存の業務規則を改革し、申請者の多くの手続きを統合し、一つの地域で申請を受理し、各地の政府部門内部で協力するように変更する。

#### 四、政務サービス「跨省通弁」のサービスサポートを強化する

(1)全国一体化政務サービスプラットフォーム「跨省通弁」サービス能力を強化する。

国家政務サービスプラットフォームに中国全土の「跨省通弁」専用区を建設し、中国全土の「跨省通弁」サービスの総入口として、**個人と企業**の専用空間を構築する。全国一体化政務サービスプラットフォームの公共入口、公共通路、公共サポートの役割を十分に発揮し、統一身分認証、電子証写真、電子印鑑などのサポート能力を充実させ、使用頻度の高い電子証の標準化と地域間の相互認識共有を推進する。

(2)「跨省通弁」データ共有サポート能力を向上させる。

権威的かつ効率的なデータ共有協調メカニズムを確立し、データ共有需給のドッキング、規範使用、紛争処理、安全管理、監督審査、技術サポートなどの制度フローを明確にし、「跨省通弁」データの需要を満たす。現行の法律法規に別途規定があり、または国家の秘密と安全などに関わる以外は、すべて各級政府部門に対して職責履行に必要なデータ共有サービスを提供する。

(3)「跨省通弁」業務規則と基準を統一する。

各地区の各部門は、「極力減らすべき」という原則に従って、「跨省通弁」事項の業務規則を調整し、申請条件、申告方式、受付モード、審査手順、申請期限、証明書発行方式、料金基準などの内容を明確にし、プロセスとサービスマニュアルを統一する。

(4)政務サービス機構の「跨省通弁」能力を強化する。

政務サービス機関の「跨省通弁」管理とサービス機能を強化し、政務サービス資源の配置を最適化する。原則として県級以上の政務サービスホールに「跨省通弁」窓口を設置し、政務サービスプラットフォームは全国一体化政務サービスプラットフォームの関連規格規範に基づいて「跨省通弁」専用区を設置する。相応の設備と人員を配置し、条件の合致するところは、郷鎮(街)、村(コミュニティ)と園區までその適用範囲を拡張することができる。

## 五、保障措置

(1) 組織の指導と統一的な調整を強化する。

国務院弁公庁は全国の政務サービス「跨省通弁」の統一的な調整を担当し、全国頻度の高い政務サービス「跨省通弁」事項リストを編成・発表する。業務台帳を構築し、責任単位、スケジュール、路線図を明確にし、関連する重大問題を協調的に解決する。

(2) 法治の保障と政策支援を強化する。

政務サービス「跨省通弁」プロセスの最適化と再構築において直面する政策制度の障害に焦点をあてて、再構築に直面する政策制度の障害を最適化し、政務サービス「跨省通弁」中の「全行程オンライン手続き」、「異郷地での代理代行」、「多地区共同手続き」などと適応できない関連法規規則と規定性文書に対して、適宜、整理・修正し、関連する一連の政策と規則基準を細かく制定する。

(3) 督促指導とサービス評価を強化する。

国務院弁公庁は各地区の各部門の政務サービス「跨省通弁」業務に対するフォローアップと業務指導を強化し、適宜、関連政策の最適化を推進する。改革措置が適切ではなく、業務の遂行が不十分であり、企業と民衆の反映問題が依然として目立つ場合には、報告や批評制度を採り入れる。政務サービス「跨省通弁」の評価の業務を推進し、評価規則を完備させ、評価結果の運用を強化し、政務サービスの品質を向上させる。

(4) 宣伝普及と解説ガイドを強化する。

各地区の各部門は政務サービスと政務公開を統括し、政務サービス「跨省通弁」業務の進展と効果を適宜、公開しなければならない。

### 【法規リンク】

「政務サービス「跨省通弁」の推進の加速に関する指導意見」

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-09/29/content\\_5548125.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-09/29/content_5548125.htm)

# 国務院弁公庁 緩和による企業活力活性化のための 商事制度改革についての通知

## 【背景】

近年、商事制度改革は顕著な効果を見せ、市場参入はより利便化した。市場監督管理機構制度も絶えず改善され、市場主体の繁栄発展、ビジネス環境の大幅な改善が行われた。しかし全国範囲から見れば、「参入可能だが、営業不可」という現象が未だ存在しており、参入を緩和、管理を厳格化、共同統治能力を強化する必要がある。新型コロナの予防・抑止と経済社会の発展を首尾よく推進することで、市場化、法治化、ビジネス環境の国際化をいち早く進め、社会創業イノベーションの潜在能力を十分に発揮し、企業活力を活性化する。9月10日に国務院弁公庁は「国務院弁公庁 緩和による企業活力活性化のための商事制度改革についての通知」(以下『通知』と呼ぶ)を発行した。

## 【影響】

「通知」は、下記項目を要求している。各地区、各部門に対して通知にて提起されている各項任務と要求を確実に実施すること、企業生産経営の痛点に焦点を当てることで、政策統一の協力体制を強化し、実際の作業責任を実行し、実行にまじめに取り組むこと、また適宜、商事制度改革の典型的なやり方を更に改善してまとめて推進すること、その実施中に存在する問題を協力して解決すること、各項目改革措置が効果がわかるようにすること、社会創業の情熱を活発化させ、市場活力を刺激することを要求している。

## 【主要内容】

「通知」は以下4つの方面 12項目の改革措置を挙げている。

- |                                 |
|---------------------------------|
| ① 企業開設手続きにおける全行程オンライン手続きでの完了を推進 |
|---------------------------------|

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全面的に「一网通弁」<sup>2</sup>を開通し、企業開設に必要な時間を4営業日以内もしくはそれより短くし、企業へのプレッシャーを軽くしていくことで、企業開設サービス力を向上していくことを推進する。</li> </ul>
<p>②登録登記制度改革における新しい突破口の推進</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住所と経営場所の登記制度改革により力を入れ、各省レベルの人民政府が統一的に計画展開した住所と経営場所の分離登記のテストポイントを支持する。</li> <li>●企業名称自主申告システム名称審査のスマート化水準を向上させる。</li> <li>●知名度の高い企業名称の屋号保護を強化し、名称に係る争議の処理機構制度を構築する。</li> </ul>
<p>③関連の企業に係る生産経営と審査条件の簡潔化</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●鉄鋼などの5類商品を使用する建築物の審査は、省レベルの市場監督管理部門に引き渡される。</li> <li>●化学肥料商品は現在後続にある現場審査を告知承諾方式とする。</li> <li>●強制性商品の認証制度を改善し、輸出から国内内需への商品認証プログラムの簡潔化を図る。</li> <li>●疫病の防止・抑止期間にリモート審査などの応急処置の長期有効化を図り、検査検証機構の資格認定オンライン審査を全面的に推進する。</li> <li>●第三評価機構が発表する企業基準順位表を推進し、2020年度企業標準「先駆者」リストを作成する。</li> </ul>
<p>④事中事後管理監督を強化する</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業情報公示を強化し、健全な信用損失処罰機構、スマート管理監督を実施し、「双随机、一公開」<sup>3</sup>監督管理を基本的な手段として、重点管理監督を以って補足し、信用管理監督を以って基礎的新型管理</li> </ul>

<sup>2</sup>「一网通弁」とは、一体化したオンラインサービスプラットフォームで、オンライン手続きの規範の下、オンライン手続きフローを最適化し、統一のインターネット政務サービスの総合ポータルを作り上げ、政府サービスデータリソースの統合、関連制度などの措置を完備させることで、政務サービス事項のオンライン手続きを遂行する。企業群のオンライン手続きにおいては1回のログインですべてのオンライン手続きを可能にする。

<sup>3</sup> 一体化されたオンライン政務サービスプラットフォームを指す。オンライン手続きの規範化、オンライン手続きフローの改善、統一のインターネット政務サービスのポータルサイトの設置、政務サービスリソースの統合、付随する制度などの措置の改善を通して、政務サービス事項のオンライン手続きを推進し、企業がオンラインにて1回の登録ログインですべてのネットワークをつなげることができ、手続き可能とすることを推進するもの。

<p>監督機構制度とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>•欠陥商品のリコール制度を健全に改善する。</li><li>•プラットフォームの経済管理監督行為を規範化し、プラットフォーム経済を秩序ある競争に導き、法に則ってEC違法行為を取り締まることで公平で秩序ある市場を維持する。</li></ul>
--

#### 【法規リンク】

「**国務院弁公庁 緩和による企業活力活性化のための商事制度改革について  
の通知**」

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-09/10/content\\_5542282.htm#](http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-09/10/content_5542282.htm#)

## 納税・費用支払いにおける利便化改革の推進による

### 税収ビジネス環境の最適化に関する若干措置の通知

#### 【背景】

「放管服<sup>4</sup>」改革の改善、ビジネス環境の最適化のため、2020年9月29日、国家税務局発改委、財政部、人社部など13の部門が連合して「納税・費用支払いにおける利便化改革の推進による税収ビジネス環境の最適化に関する若干措置の通知」(以下「通知」と呼ぶ)を発行した。

#### 【影響】

「通知」は、減税、費用減、政策、ダイレクト、スピード享受などの5つの方面から着手し、多数部門との協力を通して、市場主体への切り替えをより効果的に解決するために、納税・費用支払いの利便化改革を進め、市場化、法治化された国際的な税収ビジネス環境の建設を加速させる。

#### 【主要内容】

##### 一、減税、費用減、政策、ダイレクト、享受の推進継続

税務、人社、医療保険などの部門がそれぞれ協力体制を強め、オン・オフラインチャネルの開拓を十分に行い、納税者、費用支払い者が税金、費用に係る政策をなるべく周知するようにする。また、税費用のビッグデータを運用し、減税・費用減の政策を実施状況を監視測定し、条件に合致する納税者・費用支払い者ができるだけ享受できるように、且つ規則違反で享受した者に、適宜是正と処理を提示するようにする。

税務、税政と国庫部門との密接な協力により、増値税未控除還付をスムーズに行い、条件に合致する納税者・費用支払い者が適宜還付金を得られるようにする。

---

<sup>4</sup> 「放管服」とは、政府機構の簡易化、権利の開放、政府職能、審査制度の改革のための重大方針、サービスの最適化などの略称。「放」は政府機構の簡易化と権利の開放を表し、敷居を低くする。「管」は新しい監督管理を表し、公平競争を促進する。「服」は高効率のサービスを表し、利便化された環境を作る。2018年8月2日公安部は9月1日前に公安交管の「放管服」を全面遂行するとした。2018年11月29日より公安部は治安管理においてより一層の「放管服」改革を実施。企業の経済的負担を軽くし、企業の手続き証明材料を削減、企業内部の安全フォローアップ制度を設立させ、企業集団が起業するのに更なる利便化を図る。

税務・商務・人民銀行、税関などの部門の協力関係を強化し、輸出企業のすべての状況下の手続きにおいてもスピードアップさせ、書類収集整理時間を短縮し、輸出還付における全体の効率を上げる。

## 二、納税・費用支払い事項手続きの利便性の向上

税務、人社住宅建設部門と密接に協力し、国際先進水準に照準を合わせ、納税・費用支払いのフローを最適化し、2020 年末までに納税・費用支払い時間を120時間以内に短縮する。2022 年末までに納税・費用支払い時間を100時間以内に短縮する。納税回数についても短縮していく。更に強固に「非接触形式」の税・費用に係るサービスの提供を展開し、2020 年末までに、税金に係る主要サービス事項のオンライン手続きを実現し、2021 年末までに特殊、複雑事項を除いて、基本的な企業の税金・費用支払い事項についてはオンラインにて手続きが行えるようにする。個人に係る税金・費用支払い事項はポータルにて行えるようにする。

## 三、緩やかな発票の電子化改革の推進による、税手続きの速度と効果アップ、負担軽減

税務、発改、公安、財政などの部門において発票の電子化改革を共同で緩やかに進め、増値税普通発票の電子化を基礎に、2020 年年末までに新たに納税者増値税専用発票の電子化を基本的には実現させ、2021 年年末までに市場主体制度の取引コストを更に減少させるため、全国統一の電子発票サービスプラットフォームの設立を目指す。

## 四、税務執行方法を最適化し、市場主体における合法権益の保護

法律法規に則り、徴税、費用請求を行い、徴収済みである税費用を再度徴収を防止・抑止する。税収におけるビッグデータとリスク管理制度を改善し、積極的に「信用＋リスク」の新型管理方式を構築し、納税者に対して「無リスク・妨げなし、低リスク・事前アラーム、中高リスク・厳しい監視制御」を実現する。

## 五、追跡効果を強化して各項目措置の実行を確保する

納税者・費用支払い者の体験感情に沿って、政務サービスの「良い・悪い評価」を展開することで、政務サービス事項、評価対象、サービスチャネルすべてを網羅して、悪い評価を受けた際の問題に対して適宜改善を反映し、全面的に政務サービス能力と水準を向上させ、市場主体の獲得感、満足度を向上させる。

**【法規リンク】**

「税務総局など 13 部門の納税・費用支払い利便化改革によるビジネス環境の最適化に関する若干措置の通知」税総発〔2020〕48 号

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-09/29/content\\_5548147.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-09/29/content_5548147.htm)

# 民営企業の改革発展とモデルチェンジグレードアップの 促進支持に関する実施意見

## 【背景】

ここ数年来、中国の民営経済は短期間で顕著な進歩と発展を遂げ、「56789」の特徴を表している。「56789」とは、50%以上の税金、60%以上の国内総生産、70%以上の技術イノベーションの成果、80%以上の都市労働就業、90%以上の企業数を表し、貢献したことを示している。新型コロナウイルス感染蔓延による影響に効果的に対応し、民間企業の活力と創造力を引き出し、更には民間企業の発展のために公平な競争環境をさらに創造し、就業拡大を促すため、10月23日に、国家発展改革委員会、科学技術部、工業と情報化部、財政部、人力資源と社会保障部、人民銀行など6部門が共同で「民営企業の改革発展とモデルチェンジグレードアップの促進支持に関する実施意見」（以下「実施意見」と略す）を公布した。

## 【影響】

「実施意見」は民営企業の改革発展とモデルチェンジグレードアップの促進に注目し、一連の実務的な取り組みを通じて、民営企業の当面発展中の難問を解決し、また民営企業の長期的な発展に原動力を蓄え、新しい情勢の下で民営企業の改革発展中の新たな需要をより良く満足させる。

## 【主要内容】

「実施意見」は主に9つの面、共38項の内容を含む。

### 一、企業の生産経営コストを確実に削減する

#### (1) 減税と費用削減を継続的に推進する。

疫病予防・抑止を定着化させと操業・生産再開の各政策を確実に実施し、優遇政策の適用手順を簡潔化し、関連性のある政策宣伝指導を展開する。

#### (2) インターネットの利用コストを更に削減する。

企業の電力価格を段階的に下げる支持政策を徹底させる。

### **(3) 物流のコスト削減を推進する。**

法律により、港、定期船、鉄道、空港等の経営サービスの料金徴収を規範化させる。物流インフラ用地の保障メカニズムを構築する。都市配送車両の通行管理を規範化させる。

## **二、科学技術イノベーションの支持力を強化する**

### **(4) 国家重大科学研究の難関解決プロジェクトへの参加を支持する。**

民営企業が各種のイノベーションプラットフォームの建設に参加することを奨励し、民営企業に対する国家企業技術センターの認定作業をより推進し、民営企業が国家重大科学技術の戦略任務を担うことを支持する。

### **(5) 一般特惠型の科学技術イノベーションへの投入を増加する。**

各地は科学技術イノベーション資金を一般特惠型の科学技術イノベーションに投入することを強化し、銀行と企業の協力、政府から基金の導き、科学技術と知的財産権に関する保険補助、科学技術に対する信用貸付と知的財産権の質権担保融資リスク補償などの方式を通じて、民営企業が科学技術イノベーションを展開することを支持する。

### **(6) 国家科学研究資源の開放ルートを開通する。**

国家重大科学研究のインフラと大規模な科学研究設備を民営企業により開放することを推進する。民営企業と社会個人・団体が専門化の科学設備サービス機構を構築し、国家科学研究施設と計器の管理と運営に参加することを奨励する。

### **(7) 知的財産権の運営サービス体系を完備する。**

専門化の技術取引における知的財産権の運営機構を発展し、技術マネージャーを育成する。知的財産権の証券化への研究を規範化させ、知的財産権融資商品のイノベーションを推進する。国家知的財産権公共サービスプラットフォームを構築する。

### **(8) 民営企業がデジタル化へ転換することを促進する。**

企業の「上雲用数賦智」<sup>5</sup>行動と中小企業のデジタル化向けの特別行動を実施する。工業インターネットイノベーション発展プロジェクトを実施する。

---

<sup>5</sup> 「上云」は、クラウドサービスに対する支持政策を指し、「用数」は、ビッグデータの融合運用を指し、「賦智」は、知能化改造を指す。

### 三、資源要素の保障を完備する

#### (9) 産業用地の供給方式を革新する。

中小民営企業が共同で工業用地使用権の入札・競売・特殊資格の掲示に参入し、規定により土地を分割することを許可する。民営企業が自社工業用地を利用して新産業・新業態を発展し、また研究開発とイノベーションを行うことを奨励する。

#### (10) 人材に対する支持と育成を強化する。

民営企業の専門技術人材の職名審査ルートを開通する。政府の特別手当を受けられる民営企業人員の割合を上げる。職業技能向上活動の実施を加速する。

#### (11) 資格管理制度を最適化する。

建築企業に関連する資格種類とレベルの3分の1以上を削減する。NEV、商用車などの業界に対して、生産能力を新たに向上し、市場参入要件に適合した条件の下で、公平に資格、認証認可を与え、事前条件を別途設定してはならない。強制的な製品認証制度を完備させる。

#### (12) 流動要素の区域分割と地方保護を打破する。

法律法規が明確に規定している場合を除き、企業が必ず某所で登記しなければならないということを要求してはならず、企業が異なる地域間で自由に移転することを妨害してはならない。全国市場の主体登記業務規範性、データ標準とプラットフォームサービス・インターフェースを徐々に統一する。

### 四、融資難問の解決に力を入れる

#### (13) 民営企業に対する信用貸付を強化する。

製造業の中長期貸付を大幅に増加する。金融企業のパフォーマンス評価方法をさらに完全にし、小・零細企業の貸付業務への評価を強化する。

#### (14) 信用融資の展開を支持する。

「信易貸」<sup>6</sup>などの融資モデルの普及に力を入れる。小・零細企業への信用貸付を大幅に増加する。「銀税互動」<sup>7</sup>を深く展開する。

---

<sup>6</sup> 「信易貸」とは、全国中小企業融資総合信用サービスプラットフォームが提供する貸付サービスを指す。

<sup>7</sup> 「銀税互動」とは、税務部門、中国銀行保険監督管理委員会と銀行業金融機関は協力で、企業が納税信用

**(15) 貸付に係る質権又は抵当権の対象物の範囲を広げる。**

法律規則により企業の売掛金、在庫、倉庫保管書、持株、賃貸権などの権利で質権担保する貸付を発展させる。知的財産権の質権担保対象物の範囲を徐々に拡大する。

**(16) 民営経済の直接融資ルートを発展する。**

民営企業の債券発行規模をさらに拡大する。

**(17) 信用貸付リスクに対する政府の担保補償メカニズムを革新する。**

各地で信用貸付、知的財産権質権貸付、中小零細企業貸付などのリスク分担メカニズムを設立し、審査プロセスを簡素化し、違約リスクを分担するよう奨励する。

**(18) 中小企業の代金を適時に支払うよう促進する。**

代金支払の悪意的な遅滞、意図的に様相を変えるなどした支払いの遅滞行為に対して特定項目の監督調査を展開し、民営企業の代金支払い遅滞の典型的な訴訟実例を伝えるなどすることで、支払い遅滞者が期限内に代金を弁済するよう促す。

## **五、モデルチェンジの拡大・投資のアップグレードを引率**

**(19) 産業引導ファンドのサポート強化を奨励する。**

各業界の産業指導ファンドの民営企業に対するサポート強化を奨励する。

**(20) 伝統産業の改造・アップグレードを支持する。**

機械装備産業の発展、石油化学産業の安全と環境保護を踏まえた効率的な発展を推進し、古い農業機械、工程機械及び古い船舶の更新と改造を推進する。危険品を扱う企業の改造・アップグレードをサポートし、少量の危険化学品のみを申告し、製造・大規模な買いだめに関連しない項目に対しては、「一企一策<sup>8)</sup>」の審査機制を設ける。

**(21) 民営企業のプロジェクト投資への平等な参加を支持する。**

「掲榜挂帥・立軍令状<sup>9)</sup>」の公募方式に基づき、重大な投資プロジェクトを組織

---

を融資信用に転化させることをサポートし、企業融資の難題を緩和する活動を指す。

<sup>8)</sup> 「一企一策」とは、各企業の実際状況に応じて、相応の対策を制定することである。

<sup>9)</sup> 「掲榜挂帥・立軍令状」とは、必要な核心技術を公布し、有能者は出所を問わず、実力があって適任であれば応

して実施することを模索している。

**(22) 民営企業が主業と核心技術に集中するように導く。**

「外商投資奨励産業目録」と「産業構造調整指導目録」を最適化し、民間企業の産業チェーン、バリューチェーンでの重要業務上の再編・統合を推進する。

**(23) 民営企業の緊急物資供給保障能力を向上させる。**

積極的に民営の省エネ・環境保護に関連する企業が、医療廃棄物処理、汚水ごみ処理などの工事建設に参加することを支持する。民営企業が医療器械の生産と製造に投資することを奨励し、公共衛生インフラの建設に公平に参加することを保障する。

## 六、産業チェーンの水準を強化する

**(24) 重要な民営企業を精確に支援する。**

産業チェーンの重要な一環における民営企業が直面した問題と困難に対して、応答を迅速に、プロセスを簡易化し、規則がクリアで、精確なサポートを実施する。

**(25) 産業園區を利用し、産業クラスターの発展を促進する。**

園區をキャリアとしてイノベーション資源と要素を集積する。

**(26) 秩序よく製造業界の民営企業の産業移転を導く。**

中西部と東北地区が東部地区の製造業民営企業の移転を積極的に受け、産業移転モデル区などの重点機能プラットフォームの建設を受けることを支持するよう推進する。

**(27) 産業チェーンの上下流協同連携のレベルを高める。**

民間企業がサプライチェーンの共同製造に参加することを支持し、上下連結のオープン情報プラットフォームの建設を推進する。

## 七、市場需要の潜在能力を掘り下げる

**(28) 民営企業の市場参入をより一層緩和する。**

---

募できる。また、応募者は必ず任務を達成することを承諾する。

電網企業<sup>10</sup>の剥離装備製造などの競争性業務を加速し、さらに設計施工市場を開放し、石油ガスのインフラの民営企業への公平な開放を推進する。民営企業の鉄道発展への参与を奨励するための政策措置を制定し、民営企業が重大な鉄道プロジェクトの建設及び鉄道客車ステーションの経営開発、速達物流などの業務経営に参加することを支持する。検査・測定機関の市場化改革を推進し、社会の力が検査・測定市場に入ることを奨励する。

**(29) 高品質の供給で新たな市場需要を創出する。**

輸出製品の国内販売への転換を支持するという実施意見を実施する。民営企業を5Gネットワーク、データセンター、工業インターネットなどの新型インフラ投資建設運営に参入させる。

**(30) ロボット及びスマート装備の普及計画を実施する。**

ハイリスク業界分における「機械化による人員交代、自動化による人員削減」の実施ペースを速め、各種緊急救援シーンにおいて、無人航空機、ロボットなどの無人知能装備テストを実施する。

**(31) 自主研究開発製品市場の反復的な応用をサポートする。**

国家初の重大技術装備普及・応用指導目録を適宜改訂し、小型の肝心な装備と核心部品へのサポートを強化する。モデル試験工程による国産装備の応用レベルの向上をサポートする。

**(32) 国際市場の開拓を助力する。**

民営企業が海外プロジェクトの入札に平等に参入することを支持する。民営企業の第三者市場協力をサポートするプラットフォームを構築する。

## **八、民営企業の改革とイノベーションを導くことを奨励する**

**(33) 条件に合う民営企業の所有構造の最適化を奨励する。**

民営企業が現代企業の財産権構造を構築することを奨励し、企業法人財産、企業主個人及びその家族財産を厳格的に区分し、株主所有権と企業法人財産権を分離させ、各株主の持株比率を明確にすることを奨励する。また、民営企業の株主構成の多様化を推進し、民営企業の自然人所有権を法人所有権制度に転換させることを奨励する。条件に合致する株式制の民営企業の上場と上場取引を奨励する。

---

<sup>10</sup> 電網企業とは、電力ネットワークの建設及び運営を核心とした国営企業、主に国家电网と南方電網がある。

**(34) 民営企業の混合所有制改革への参加を奨励する。**

民間企業が出資、買収、他社株転換可能債権を購入、株式交換などの形式で国有企業の再編、合資経営と混合所有制改革に参加することを奨励し、業界の上下流と企業内部の生産要素の効果的な統合を促進する。

**(35) 民営企業が規範的な法人統制構造を確立するように導く。**

企業が会社法と関連法律法規に基づき、権利と責任の所在を明確にし、協力的な運営を行い、有効的でバランスの取れた決策決定の監督体系を形成するように導き、市場化規範経営メカニズムを健全化し、品質・ブランド・安全、環境保護、財務などを重点とする企業内部管理制度を確立・健全化させる。

**九、政策の実施を統制・推進する**

**(36) 民営企業に係る政策サービス機制を完備する。**

各地の政府が統一的な民営企業政策情報サービスプラットフォームを確立し、企業の意見及び要望を反映できるルートを開通し、企業から反映した問題・難点を適宜協調して解決するように奨励する。

**(37) 組織の引率を強化し、実施を督促する。**

発展改革委員会は関連部門と共同に、民営企業の改革発展とモデルチェンジ・アップグレードをサポートするための準備を整え、作業メカニズムを改善し、政策指導・作業協調を強化、実施を督促し、適宜、民営企業が発展過程に遭遇した問題を研究・解決する。

**(38) モデルケースの普及とモデルマニュアルの引率を強化する。**

民営企業のモデルチェンジとアップグレードの総合改革の試行を展開し、試行ポイントでの先行試行、大胆なイノベーションを支持する。各地政府が支持する民営企業の改革発展の先進的な方法をコピーして普及させる。

**【法規リンク】**

《民営企業が改革発展とモデルチェンジグレードアップを促すことを支持する実施意見》

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202010/t20201023\\_1248824.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202010/t20201023_1248824.html)

# 最高人民裁判所による法に則った知的財産権侵害行為 への処罰制度を強化する意見

## 【背景】

2020年9月14日に、最高人民裁判所が、「法に従い、知的財産権侵害行為への処罰制度を強化する意見」(以下、「意見」を略称する)を公布し、知的財産権の司法救済措置を規定、完備することにより、侵害行為を、有効に阻止し、良好の法治化ビジネス経営環境を作る。

## 【影響】

「意見」は、知的財産権の裁判実例に立脚し、裁判実践中の重要問題、難問にスポットを当て、行為保全、証拠保全、立証妨害、侵害停止、処罰性賠償、法定賠償及び重い処罰に基づく刑事処罰などの措置を集中規定し、司法保護の実際効果を確実に強める。

「意見」は、関連法律規定に厳格に従い、各級裁判所に異なる法律規定間の協力関係を重視するよう要求し、知的財産権侵害行為に対する処罰力を全面的に増大させる。立証妨害制度の被疑侵害製品に関わる侵害事実の究明における適用において、高い法定賠償及び法に基づいて重い刑事処罰の状況等を含む。

## 【主要内容】

### 一、保全措置の適用を強める

核心技術、有名ブランド、人気番組等に係る知的財産権及び展示会で侵害もしくは、知的財産権を侵害しようとする等により、補填が難しい損害を生み出す行為に対する保全申請に関する審査を、裁判所がしなければならないことが強調されている。

「意見」は、権利者が、知的財産権侵害の訴訟案件において、侵害停止の先行判決も同時に申請し、行為保全においても申請をおこなった場合、人民裁判所が、法に従い、併せて適宜審査すべきと新たに規定した。

知的財産権の侵害行為かつ証拠が消滅される可能性があるもしくは、今後、取得が難しい状況が存在していることを証明できる初步証拠がある際は、権利者が法に従い証拠保全を申請した際に、人民裁判所が法に従い適宜審査を

行い、判決を下すべきである。専門性の比較的高い技術問題にかかわる証拠保全の場合は、技術調査官より関与することが可能である。

知的財産権侵害の侵害被疑者が、保全措置が取られた知的財産権侵害の被疑製品もしくはその他証拠を勝手に棄損、移転したことにより、侵害事実が究明できなかった場合、人民裁判所は、権利者の当証拠に係る証明事項に関する主張が成立すると推定することが可能である。

## 二、法に従い、侵害停止を判決する

「意見」は、侵害事実が既に明確で、権利侵害の成立を認定できる案件に対し、人民裁判所は法に従い侵害停止を先行判決できると規定している。

偽物、海賊版商品及び主に、偽物、海賊版商品の生産もしくは製造に使われる材料と道具に対し、権利者は、民事訴訟において上述物品が存在していることを立証し、且つ迅速に廃棄処分を要求した場合、特別な情況以外では、人民裁判所はそれを支持すべきであるとしている。

## 三、法に従い、賠償度を大きくする

「意見」は、権利者が十分利用できる救済措置を集中規定し、人民裁判所が、当事者へ積極的、全面的、正確、誠実な立証へ導くべきと強調すると同時に、権利侵害による利益獲得及び弁護士費用の確定等に対し、立証に係る指導を提供し、裁判所が当事者の提供する工商税務部門、第三者商業プラットフォーム、権利侵害者のホームページ、宣伝資料、もしくは法に従い、開示された書類からの関連データ及び業界平均利益等を通じて、権利侵害による利益獲得の状況を確定できるとしている。同時に、権利者は法に従い、権利侵害による利益獲得に基づき賠償額の確定を要求し且つ立証した場合、人民裁判所は、権利侵害者の把握している権利侵害による利益獲得に係る証拠を提供するよう、権利侵害者に要求でき、且つ立証不能の責任を負わせるような判決を下すことができる。

故意に他人の知的財産権を侵害し、情況が深刻な場合、人民裁判所が法に従い、権利者からの処罰性賠償請求を支持できることにより、処罰性賠償の故意的な権利侵害行為に対するけん制効果を十分に発揮できる。

#### 四、刑事的打撃度を大きくする

「意見」は、知的財産権侵害に関する犯罪に対し、刑事的な打撃度を大きくすると規定している。ネット販売を通じ、知的財産権侵害に係る犯罪を行う違法経営額、違法所得額に関して、ネット販売の電子データ、銀行アカウントの往来記録、送り状、物流会社のパソコンシステム記録、証人の証言、被告人の供述等の証拠を総合的に考慮した上、認定するよう指導している。

主に知的財産権侵害を本業にし、特定期間中に危険対処災害救助、防疫物資等の商品の登録商標を偽り、及び知的財産権侵害による行政処罰を受けた後、再び知的財産権を侵害して犯罪を犯した場合、法に則り重い処罰を受け、一般的に執行猶予は適用されない。

法に従い、違法所得を厳格に追徴し、罰金刑の適用を強め、犯罪者の知的財産権侵害の再犯能力及び条件をはく奪するとしている。

#### 【法規リンク】

「最高人民裁判所による法に従い知的財産権侵害行為への処罰度を大きくする意見」  
法発[2020]33号

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-255591.html>